令和3年度 第8回香取市農業委員会総会議事録

令和3年11月5日

11月5日(金) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について		
日程第2	議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見		
		について		
日程第3	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について		
日程第4	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について		
日程第5	議案第5号	農用地利用集積計画の決定について		
日程第6	議案第6号	農用地利用配分計画案に対する意見について		
日程第7	議案第7号	香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について		
日程第8	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について		
日程第9	報告第2号	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ		
		いて		
日程第10	報告第3号	軽微な農地改良の届出について		
日程第11	報告第4号	廃土処理(公共事業施行)事業届出について		
日程第12	報告第5号	農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について		
日程第13	報告第6号	農地法の許可を要しない農地等の権利取得(農地中間管理機構取得		

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

分) の届出について

1番	林			浩	2番 平 川 君 子
3番	石	橋	清	勝	4番 鈴 木 清
5番	篠	塚	正	則	6番 遠 藤 宏
7番	寺	島	美	幸	8番 片 野 壽 夫
9番	海老	芒 澤		武	10番 冨 澤 克 彦
11番	飯	森		孝	12番 髙 松 多可史
13番	鵜	澤	幹	司	14番 菅 谷 樹 雄
15番	林		藤	江	17番 大 堀 潔
18番	栗	林	利	男	19番 伊 藤 寛

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

 事務局長
 椎
 名
 正
 志
 管理班長
 石
 毛
 明
 子

 農地班長
 滑
 川
 典
 文
 主
 査
 玉
 造
 浩
 之

主 査髙 橋 亮太郎

開会 午後 3時01分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第8回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、6番 遠藤 宏委員、12番 髙松多可史委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第13 報告第6号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農

地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和 3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから7ページで、整理番号は1番から15番です。

整理番号1番、3番、6番、8番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

なお、整理番号8番については、7番と譲受人が同一の案件であります。

整理番号2番、12番、14番は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、2番、14番は売買により、12番は贈与により所有権移転をするものです。

整理番号4番および5番でありますが、譲受人が同一の案件であります。

まず、整理番号4番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に所有権移転をするものです。

次に、整理番号5番は、譲受人からみて、両親および妻から、それぞれの持分を贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号7番は、親子間による使用貸借権の設定です。

なお、整理番号8番と譲受人が同一の案件であります。

整理番号9番、10番、13番は、譲渡人が農業経営廃止のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号 11 番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に 区分地上権を設定するものです。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条併せて提出されています。

なお、5条の一時転用の案件につきましては、総会議案 12 ページの議案第 4 号整理番号 4 番でご審議いただきます。

本案件は、農地の所有者と発電業者が異なるため、支柱部分については、一時転用許可、空中のパネル部分については、3条の区分地上権の設定申請手続きが必要となります。

3条の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

整理番号 15 番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、使用貸借権を設定するものです。なお、農地の耕作者、今回は借受ける者となりますが、その方と、太陽光発電施設の

設置者は同じであります。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条あわせて提出されています。

なお、一時転用の案件につきましては、総会議案8ページから9ページの議案第2号整理番号2番および3番でご審議いただきます。

3条の使用貸借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

以上、15件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 去る、10月27日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1 班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は15件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号11番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号11番については、(農地法第3条第2項ただし書)に定められている、「申請農地の営農に支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に、支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲

受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

この申請は、譲渡人は農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、7番 寺島美幸委員。
- 7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ケ谷推進委員には電話にて連絡しております。

この申請は譲渡人の住所地から遠隔地であり、農地の管理ができないため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番、5番、6番の3件について、9番 海老澤 武委員。
- 9番海老澤委員 整理番号4番と5番について、栗山推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号5番と譲受人は同一です。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子へ一括贈与により、所有権移転を受けるものです。

したがって、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号5番ですが、整理番号4番と譲受人は同一です。

本件については、譲受人からみて、両親および妻からそれぞれの持ち分を農業後継者であ

る譲受人へ、贈与により所有権移転の協議が整ったものです。

同一世帯内での所有権移転であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号6番になります。

整理番号6番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が借地として耕作している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号 7番、8番について、12番 髙松多可史委員。
- 12番髙松委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話連絡いたしました。

なお、整理番号8番と譲受人同一です。

この申請は、譲受人が農業を後継していくにあたり、父の所有農地全部に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたしました。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

山田推進委員には電話で連絡しました。

なお、整理番号7番と譲受人は同一です。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたしました。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号9番、10番、11番の3件について、14番 菅谷樹雄委員。
- 14番菅谷委員 整理番号9番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの高齢で農業経営を行っていないため、農地 を処分したい意向があり、親戚である譲受人に売買による所有権移転の協議が整ったもので す。

譲受人は、自宅から近距離である農地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、○○在住ではありますが 1.6 町歩を超える経営面積を営んでおり、通作距離および通作時間は、効率的な利用が可能となる範囲と考えられます。

親戚への売買であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 10 番について、菅谷裕志推進委員と現地調査等を行った結果を説明 いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの、農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 11 番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

本申請は、議案第4号整理番号4番、営農型太陽光発電施設の申請に、関連するものです。 譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、 営農型太陽光発電を行うものです。パネルの下部農地では、「〇」を作付けする予定でありま す。

したがって、特に問題がないと思われますが、議案第4号整理番号4番に関連していることから、本総会において、議案第4号整理番号4番が許可相当の意見を附して、進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおりになります。

本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われます。また、 農地法第5条の一時転用の許可と同時に、農地法第3条の許可をすることが、妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号12番、13番について、17番 大堀 潔委員。
- 17番大堀委員 整理番号12番について、塙推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小に伴い、知人である譲受人に贈与による所有権移転の 協議が整ったものです。

知人への贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号13番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

この申請は、譲渡人が農業経営を廃止し、農地を処分したい意向があり、譲受人が耕作利 便な自宅の隣接農地を取得し、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号14番について、18番 栗林利男委員。
- 18番栗林委員 整理番号14番について、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号 15 番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より 意見書の代読をお願いします。
- 事務局 整理番号15番について、代読いたします。

この申請は、譲受人が営農型太陽光発電施設を計画しており、父の所有している農地に使用貸借権の設定を行うものであります。

譲受人は、主に〇〇〇地域で営農しており、農地の維持管理についは、特に問題ないと思われますが、申請地においては営農型太陽光発電施設用地について、農地法第5条の一時転用許可申請が、議案第2号、整理番号2番・3番において、今回上程されています。本総会において、議案第2号、整理番号2番・3番が許可相当の意見を附して進達することに決定された場合は、先ほど事務局から説明があったとおりになります。

本案件の使用貸借権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事

の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われます。また、一時転用の許可と同時 に3条の許可することが、妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する 意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出 があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和3年11月5日提出、香取 市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、8ページから9ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、山砂採取事業の期間延長に伴う、山砂採取搬出入路用地の一時転用期間延長の申請です。

整理番号2番、3番、関連案件で、営農型太陽光発電施設用地の期間延長に伴う、支柱部分の一時転用期間延長の申請です。

整理番号2番、3番は、総会議案7ページの農地法第3条、議案第1号整理番号15番で、 ご審議いただきました関連案件となります。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、3件です。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については、問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○線を○○方面へ向かい○○○○○○○を過ぎ○○m先左側になります。

本件は、譲受人は〇〇で〇〇〇〇〇業などを営む法人で、申請地では令和〇年〇月〇日まで、〇〇搬出入路用地としての一時転用許可を受けていますが、〇〇〇〇事業の延長により、 一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、事業期間以外の内容に変更はなく、周辺の営農に支障もないため、特に問題はない ものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局 より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○にある○○○○より○○方面へ○○mほど行った所を右折し、○○mほど入った所に位置しています。

本件は、譲受人は兼業農家で、申請地では令和〇年〇月〇日まで営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取期間が継続するため、一時転用期間を3年間延長するものです。

なお、下部農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないものと判断しました。 続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、整理番号2番の隣接地となります。

本件は、申請地では、令和〇年〇月〇日まで、営農型太陽光発電施設用地としての一時転用許可を受けておりますが、太陽光発電施設の固定価格買取期間が継続するため、一時転用期間を3年間延長するものです。

なお、下部農地での営農も支障なく継続しており、特に問題はないものと判断しました。 以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、10ページで、整理番号は1番です。

転用目的は、貸資材置場用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。 以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意見書の 代読をお願いします。

事務局代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇人より〇〇方面へ〇mほど行った交差点を右折し、道なりに〇〇mほど行った所に位置します。

本件は、申請人は市内で〇〇〇〇〇〇の製造・販売事業などを営んでおりますが、事業規模拡大のため、申請地に自身が経営する会社が利用する目的で、貸資材置場を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理となります。

また、隣接する農地への被害防除として、境界には土留めを設けます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しまし た。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは、11ページから13ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、5番、転用目的は、専用住宅用地で、権利の内容は、使用貸借権設定です。 申請地の農地区分は第1種農地、不許可例外事由 I に推定されます。

整理番号2番、6番、転用目的は、太陽光発電施設用地で、権利の内容は2番は所有権移 転、6番は地上権設定です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。

整理番号3番、転用目的は資材置場用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。

整理番号4番は、総会議案5ページの農地法第3条議案第1号整理番号11番で、ご審議いただきました関連案件となります。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は地上権設定で一時転用です。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地でありますが、不許可例外事由Cに該当します。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、6件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、国道〇〇号線を〇〇方面に向かいまして、〇〇〇の〇〇を渡り、その先に〇〇〇があります。その〇〇を右折して約〇km位行きますと、そこに〇〇〇〇がありまして、その〇〇〇〇を左折、そこから約〇〇m位行きますとTの字になりまして、それを右折して左の一軒目です。

本件は、譲受人は現在、妻の実家で暮らしていますが、手狭となっているため、妻の実家 の隣接地となる申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、現況が畑であるため埋立て等は行いません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理とし、汚水・雑排水は、集落排水へ接続し放流します。 また、隣接する農地への被害防除として、境界には土留めを設けます。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番、3番の2件について、8番 片野壽夫委員。
- 8番片野委員 整理番号2番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

場所ですが、国道○号線を○○方面に向かいまして、○.○kmほど行きますと、右手に

○○○○○○があります。その先を斜め右手に入って約○○mほど行った所に位置します。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇に所在する〇〇〇〇事業などを営む法人ですが、小規模な 農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置する ものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しまし た。

続きまして、整理番号3番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、国道○○号線を○○方面に向かいまして、○.○kmほど行きますと、右手に○○○○さんがあります。その○○○○さんの奥手に位置します。

本件は、譲受人は、○○○○○に所在する○○○○○○事業などを営む法人ですが、取引先の増加に伴う業務拡大により、新たに資材置場を設置するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水のみで敷地内で浸透処理となります。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番、5番の2件について、14番 菅谷樹雄委員。
- 14番菅谷委員 整理番号4番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇前の交差点から〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇方面へ 〇〇mほど行った右側になります。

本件は、譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、 農地の所有者が申請地で榊を栽培しながら、申請地の一部に一時的に支柱を立て、上部空間 で太陽光発電設備を設置し、営農と売電を両立させるものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2m以上確保され配置も周辺の営農に 支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号5番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○から見て○○を挟んで正面になります。

本件は、譲受人は現在、アパートで暮らしていますが、手狭となっているため、○○の所 有地である申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理とし汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、前面道路の 側溝へ放流します。

また、隣接する農地への被害防除として、境界にはコンクリートブロックを設けます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の 確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番については、私の案件であるので、議事進行の都合上、事務局より意 見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇 より南の方角〇 k mほどにある〇〇〇〇〇〇〇〇 から前面の道路を道なりに〇〇〇〇〇 方面へ〇. 〇 k mほど行った所に位置しております。

本件は、譲受人は○○○○○に所在する○○○○事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水のみで敷地内にて自然浸透処理となります。

また、隣接する農地とは、高低差がないため土砂等流出の恐れはありません。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の 確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基 盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。 令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは14ページから59ページで、整理番号は1番から92番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上92件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは60ページから77ページで、整理番号は1番から25番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、25 件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を 満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませ んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤寛。

議案の概要を説明します。

ページは、78ページで整理番号は1番から3番で、農振農用地区域からの除外申請であります。

整理番号1番、2番、事業計画は専用住宅用地です。

申請地の農地区分は、整理番号1番は、第1種農地、不許可例外事由I、整理番号2番は、 農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地にそれぞれ推定されます。

整理番号3番、事業計画は資材置場用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

香取市農業振興地域整備計画の変更に関する案件は、3件であります。

整理番号1番から3番までの3件について、写真および書類等で審査した結果、整理番号 1番については、転用が可能な第1種農地例外規定に該当、整理番号2番、3番については、 第2種農地に該当すると思われることから、問題ないとの意見でした。

よって、香取市農政課へ「問題なし」で意見進達するとの結論に達しました。 詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。 場所は、○○○○○を左に曲がりまして、まっすぐ行ったら○○○を左に入って○○○○ ○の左の右側です。

本件は、事業計画者は、現在アパートで暮らしていますが、手狭となっており今後のことを考え、お互いの両親の家にも近い申請地に専用住宅を建築する計画です。

また、申請地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地および内容とも特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

続きまして、整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇の村中に入りまして、〇〇m位入った左側です。

本件は、事業計画者は、現在アパートで暮らしていますが、手狭となっており子育てなどのため、妻の実家の隣接地である申請地に専用住宅を建築する計画です。

また、申請地は農地の端に位置しており、農業振興地域整備計画の除外については、立地および内容とも特に問題ないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、14番 菅谷樹雄委員。
- 14番菅谷委員 整理番号3番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○前の交差点から○○○へ向かって○○mほど行った右側になります。

本件は、事業計画者は、〇〇〇に本店のある〇〇業などを営む法人ですが、現在事業で使用する資材置場が十分に確保できず、作業現場に置いており不便であるため申請地に資材置場を設置する計画です。

なお、転用については、隣接農地所有者より同意も受けており、農業振興地域整備計画の 除外については、立地および内容とも特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号についての意見は、問題なしとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号についての意見は、問題なしとすることと決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので 報告する。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 通知は、5件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知 について。下記のとおり、農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による 農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、63件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、2件です。

◎日程第11 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 廃土処理(公共事業施行)事業の届出について。下記のとおり 廃土処理(公共事業施行)事業の届出があったので報告する。令和3年11月5日提出、香取 市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、2件です。

◎日程第12 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下 記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年11 月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、6件です。

◎日程第13 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得(農地中間管理機構取得分)の届出について。下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年11月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、1件です。

本報告については、別記農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を 改正する法律(令和元年法律第12号)附則第4条第3項の規定により、香取市(農地利用集 積円滑化団体)から公益社団法人千葉県園芸協会(農地中間管理機構)が、農地売買等事業 に係る権利および義務を継承したことから届出があったものです。

これについては、これまでは、円滑化団体を通して賃貸借していた農地が、賃貸借の期間 が満了したことにより、新たに中間管理機構と契約を結び直したため、議案として審議いた だいてきております。

今回の場合は、期間満了前に円滑化団体から中間管理機構に権利を変更させるものです。 したがいまして、賃借期間や貸し借りの当事者に変更はありません。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時00分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人